

がん対策の推進について

平成21年度予算案額 237億円 (20年度予算 236億円)
 平成20年度2次補正予算案額 8億円(★)

基本的な考え方

○ 平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定された「がん対策推進基本計画」の個別目標の進捗状況を、質・量の両面から把握・評価しつつ、総合的かつ計画的に対策を推進。

1. 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成 61億円(54億円)

- (1) がん専門医等がん医療専門スタッフの育成 7億円(3.1億円)
 - ・がん医療専門スタッフの研修 3.8億円
 - 新規・専門医師の育成体制の構築 54億円(31億円)
- (2) がん診療連携拠点病院の機能強化 24億円
 - 拡充・拠点病院の単価の増加 がん登録実務者 1人→2人
- (3) 国際共同治験及び新薬の早期承認等の推進

2. 治療の初期段階からの緩和ケアの実施 7億円(6.5億円)

- (1) 緩和ケアの質の向上及び医療用麻薬の適正使用の推進 5.6億円(4.5億円)
 - ・インターネットを活用した専門医の育成
 - ・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修 2.5億円
 - 新規・都道府県がん対策重点推進事業(緩和ケア研修部分)
 - ・緩和ケアに資する技術研修による医療従事者の育成
 - ・医療用麻薬の適正使用の推進
- (2) 在宅緩和ケア対策の推進 1.3億円(2億円)
 - ・在宅緩和ケア対策の推進
 - ・在宅ターミナルケア研修等の実施

3. がん登録の推進 0.3億円(0.3億円)

- ・院内がん登録の推進
- ・がん登録の実施に関する調査・精度管理、指導の実施

4. がん予防・早期発見の推進とがん医療水準均てん化の促進 82億円(83億円)

- (1) がん予防・早期発見の推進 52億円(44億円)
 - ①がん予防の推進と普及啓発 8.8億円(2.7億円)
 - ・普及啓発関連経費
 - がん対策情報センターによるパンフレット等の作成 2.8億円
 - 新規 企業との連携によるがん検診の受診促進 3.5億円
 - 新規 女性の健康支援対策
 - ・肝炎等克服緊急対策研究
 - ②がんの早期発見と質の高いがん検診の普及 0.9億円(0億円)
 - 新規・がん検診受診率向上に向けた実施本部の設置
 - ・マンモグラフィ検診従事者の技能向上
 - ・乳がん用マンモコイル緊急整備事業
- (2) がん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備 19億円(18億円)
 - 新規/拡充・がん対策情報センターによる情報提供及び支援事業の充実 18億円(17億円)
- (3) がん医療水準均てん化の促進 11億円(22億円)
 - 新規・都道府県がん対策推進計画の目標達成を実現するため、重点的に取り組む施策に対する支援 6.9億円

5. がんに関する研究の推進 86億円(91億円)

- がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究を着実に推進
- 新規・早期承認に向けた治験データにおける民族的要因の解明 2.3億円(0億円)

★ 国立がんセンター臨床開発センター経費 8.4億円

平成21年度がん対策予算案について

平成20年度予算額 平成21年度予算案
23,572百万円 → 23,680百万円

平成19年6月に閣議決定されたがん対策推進基本計画を踏まえ、放射線療法・化学療法の推進、専門医等の育成、がん予防・早期発見の推進など、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、がん対策の一層の充実を図る。

(1) 臨床研修による専門医師の育成体制構築

- ① がん専門医臨床研修モデル事業 384百万円
- ・若手医師の段階から、より実践的な環境の下で指導、教育を実施する体制を構築し、質の高い専門医師（放射線療法等）を育成する。
- 補助先：都道府県がん診療連携拠点病院
補助率：1/2
予算単価：@51,136千円

(2) がん診療連携拠点病院の機能強化

- ② がん診療連携拠点病院機能強化事業 3,055百万円→5,406百万円
- ・がん医療水準の均てん化を図る目的から、がん医療従事者への研修、がん患者等への相談支援等を実施する拠点病院機能の強化
 - 質の高い指導者となるための研修参加経費の補助
 - 精度の高い院内がん登録実施のための実務者の増員・常勤化
- 補助先：都道府県、独立行政法人等
補助率：1/2、10/10
予算単価：都道府県がん診療連携拠点病院 @20,000千円→@28,000千円
地域がん診療連携拠点病院 @13,000千円→@22,000千円

(3) がん検診受診率向上に向けた取組の強化

- ③ ①がん検診受診向上企業連携推進事業 91百万円
- ・企業にがん対策の必要性を啓発し、がん検診受診向上のサポート会員としての参画を促すことにより、企業独自のがん検診受診向上の活動を誘発する。
- 実施主体：国

- ① ②がん検診受診促進企業連携委託事業 279百万円
・企業と都道府県等が連携して実施するがん検診受診率の向上に資する事業について都道府県等に委託し、効果的手法について検証を行い、がんの早期発見の推進を図る。
委託先：都道府県、政令指定都市等

(4) 都道府県がん対策推進計画の着実な実行

- ① 都道府県がん対策重点推進事業 940百万円
・都道府県がん対策推進計画に基づき、都道府県が重点的に取り組む施策（県内における緩和ケア研修会の実施等）に対する支援を行う。
補助先：都道府県
補助率：1/2

(5) 女性の健康づくり対策

- ① 女性の健康支援対策事業委託費 346百万円
・女性特有の子宮がんや骨粗しょう症等疾患の予防に資する事業を都道府県等に委託し、効果的な事業展開手法について検証を進めつつ、女性の健康づくり対策を推進する。
委託先：都道府県、保健所を設置する市、特別区

(6) がん対策情報センター事業の充実等

- ① がん検診受診向上指導事業 105百万円
・かかりつけ医からのがん検診の受診勧奨を促すため、がん検診ガイドブックを作成し、病院を訪れる患者の方に対する受診勧奨における技術指導を行う。
実施主体：がん対策情報センター
- ① がん検診精度管理向上支援事業 4百万円
・都道府県が実施しているがん検診の精度管理に対して、科学的視点から総合評価におけるポイントを提示するなどの技術支援を行い、精度管理の向上を図る。
実施主体：がん対策情報センター
- ① がん対策情報センター在り方検討会経費 1百万円
・がん対策情報センター内に有識者からなる検討会を設置し、独立行政法人化を見据えた今後の事業の運営に係る在り方を検討する。
実施主体：がん対策情報センター

(7) がん研究の推進

- ① 地球規模保健課題推進研究経費 230百万円
早期承認に向けた治験データ等における民族的要因の解明

がんに係る普及啓発に関連する平成21年度予算案について

※受診勧奨事業含む

平成20年度 平成21年度
5.2億円 → 20.7億円

(平成20年度限りの予算1億円)

⑨ 女性の健康支援対策事業委託費 ★

- 1 21年度予算案
- 2 事業

平成21年度
約3.5億円

女性特有の子宮がんや骨粗しょう症等の疾患の予防に資する事業を都道府県等に委託し、効果的な事業展開手法について検証を進めつつ、女性の健康づくり対策を推進する。

- 3 委託先 都道府県、保健所を設置する市、特別区

⑩ がん検診受診促進企業連携委託事業 ★

- 1 21年度予算案
- 2 事業

平成21年度
約2.8億円

企業と都道府県等が連携して実施するがん検診受診率の向上に資する事業について都道府県等に委託し、効果的手法等について検証を行い、がんの早期発見の推進を図る。

- 3 委託先 都道府県、政令指定都市等

⑪ 都道府県がん対策重点推進事業 ★

- 1 21年度予算案
- 2 事業

平成21年度
9.4億円

都道府県がん対策推進計画に基づき、都道府県が重点的に取り組む施策（県内における緩和ケア研修会の実施等）に対する支援を行う。

- 3 補助先 都道府県
- 4 補助率 1/2

⑫ がん検診受診率向上企業連携推進事業

- 1 21年度予算案
- 2 事業

平成21年度
約0.9億円

企業におけるがん検診の受診率の向上を誘発するため、より効果的に働きかける方法などを企画立案する実施本部を設置し、企業に対して当該事業への参画を促すとともに、その事業評価や優良企業の活動状況の公開等を行う。

- 3 実施主体 国

★=追加内示予算

がん総合推進事業

- 1 21年度予算案
- 2 事業

平成20年度
約1.7億円 → 平成21年度
約1.7億円

がん、がんの予防、がんの治療に関する分かりやすいパンフレット等を作成し、国民やがん患者の不安を解消するなどの施策を総合的に実施する。

- 3 実施主体 国（国立がんセンター）

生活習慣病対策推進費（健康日本21関係）

- 1 21年度予算案
- 2 事業

平成20年度
約0.2億円 → 平成21年度
約0.2億円

たばこ・アルコールと健康問題に関する最新の知識や情報等を提供するための体制整備や生活習慣の改善を支援する幅広い関係者の連携による効果的な普及啓発の推進等を行う。

- 3 実施主体 国

健康的な生活習慣づくり重点化事業（たばこ対策促進事業）

- 1 21年度予算案
- 2 事業

平成20年度
約0.5億円 → 平成21年度
約0.5億円

たばこ対策は、職域や学校等において、草の根的な普及啓発活動を実施することが効果的であるため、地域の連携による受動喫煙防止対策や未成年に対する普及啓発活動の推進を図る。

- 3 補助先 都道府県、保健所を設置する政令市、特別区
- 4 補助率 都道府県、保健所を設置する政令市、特別区：1/2

健康増進総合支援システム事業

- 1 21年度予算案
- 2 事業

平成20年度
約1.2億円 → 平成21年度
約1.1億円

インターネット等を活用して、国民誰もがいつでも健康づくりに取り組むことができるように①科学的知見に基づく正しい情報の国民への発信、②自ら生活習慣の改善を行うことを支援するプログラムの提供、③保健師等専門家の個別指導が受けられる双方向対話型プログラムの提供等を行う。

- 3 実施主体 国

肝炎緊急対策費・肝炎ウイルスに関する相談事業等委託費

- | | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-----------|--|----------|
| 1 21年度予算案 | 約0.2億円 | → 約0.2億円 |
| 2 事業 | 肝炎ウイルスの持続感染者は肝がん発生の危険性が高いことから、国民に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨及び正しい知識の啓発普及を行うためのリーフレット等を作成する。 | |
| 3 実施主体 | 国 | |

がん総合相談支援事業

- | | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-----------|--|----------|
| 1 21年度予算案 | 約0.4億円 | → 約0.4億円 |
| 2 事業 | 一般住民を対象に、がんの一次予防に関する相談に加え、治療法の選択、QOLの向上など、がんに対する総合的な相談事業を実施する。 | |
| 3 実施主体 | (財)日本対がん協会 | |

※ このほか、がん対策情報センターにおいても普及啓発事業を実施しており、国庫補助事業としては、がん診療連携拠点病院機能事業においても、普及啓発に関連する事業の補助が可能となっている。